

(様式-1)

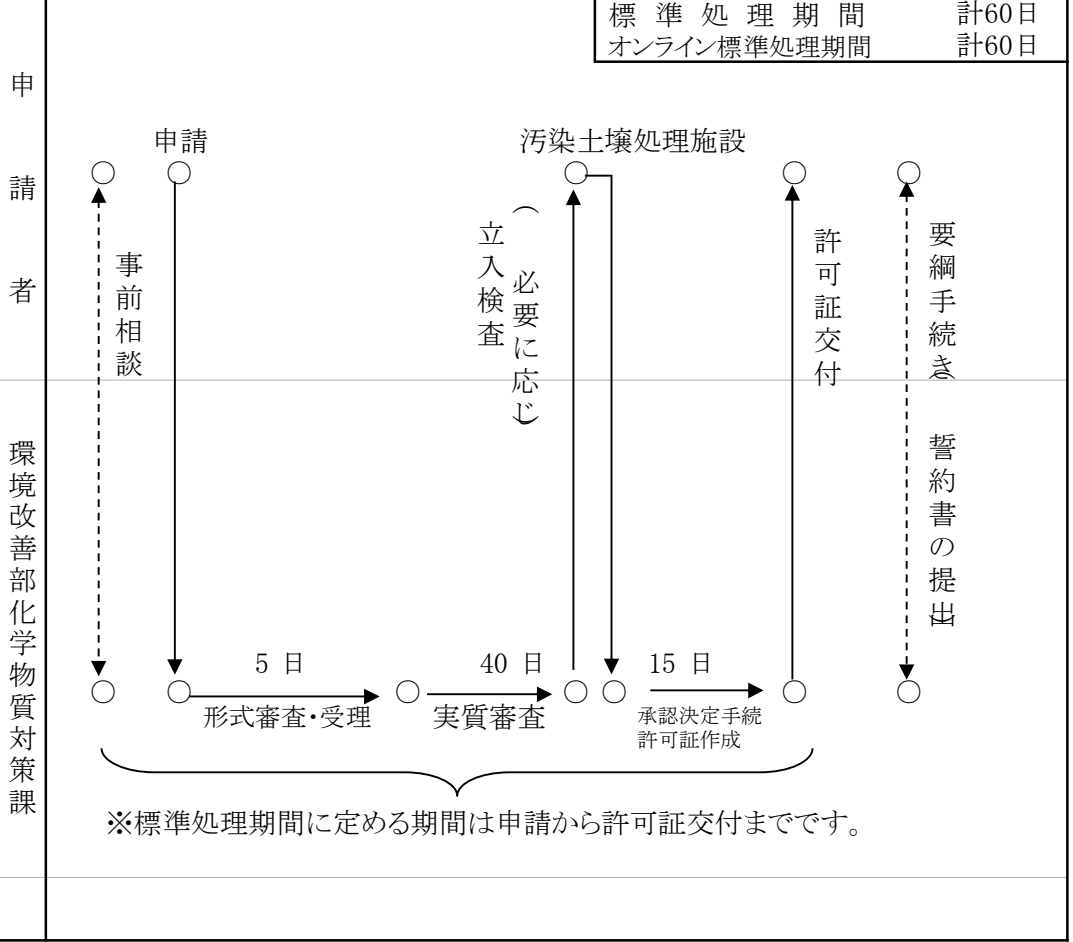
事務処理フロー図

(令和6年11月6日更新)

事務名 汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請

作成部署 環境局環境改善部化学物質対策課 電話42-377

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	事前相談	申請にあたって事前にご相談に応じます。
2	形式審査・受理	申請書の記載漏れなどを審査した後、受理します。
3	実質審査	申請書の内容について、承認しようとする事項が許可基準(省令第4条)に適合するか、また、欠格要件該当の有無について審査します。
4	立入検査	必要に応じ、汚染土壌処理施設が、許可基準に適合しているか、現地での立入検査を行います。
5	承認決定手続	審査の結果、汚染土壌処理施設及び申請者の能力が処理業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして許可基準に適合しており、欠格要件に該当しないときは、許可を決定し、許可証を交付します。
6	要綱手続き	「東京都汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手続に関する要綱」に基づき、手続きを行います。
備考	申請内容によっては、承認に必要な条件を付することがあります。当手続きとは別に、汚染土壌処理業に係る変更許可申請が必要である場合は、別途当該事務処理期間が必要となります。	